

上毛町農業委員会7月期定例総会議事録

1. 日 時 令和8年7月10日（金） 午前9時00分

2. 場 所 上毛町役場 第一会議室

3. 出席委員及び欠席委員

出席委員 20名

欠席委員 2名

●出席委員の氏名

農業委員			農地利用最適化推進委員		
1番	古 原 修	○	15番	水 嶋 久 夫	○
2番	小林 博一	○	16番	矢 岡 洋	○
3番	河津 圭一	○	17番	前田辰次郎	欠
4番	別府 義一	○	18番	八ツ 繁 秀也	○
5番	熊谷由美子	○	19番	磯 田 三 好	○
6番	坪根 和男	○	20番	谷 上 重 行	○
7番	久保 博文	○	21番	松 川 清	○
8番	宮秋 伸一	欠	22番	山 本 直 子	○
9番	福田 政典	○			
10番	中森 博通	○			
11番	常慶 崇裕	○			
12番	久元ますみ	○			
13番	越原 幸治	○			
14番	宮本 健一	○			

●事務局 事務局長 野 添 雄 二 ○
有 野 宏 ○
高 橋 秀 典 ○

4.議 案

議案第26号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による
農用地利用集積等促進計画の決定について

議案第27号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による
農用地利用集積等促進計画の決定について

議案第28号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分の決定について

議案第29号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分の決定について

議案第30号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分の決定について

議案第31号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について

議案第32号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について

5.その他 ・活動記録簿の提出について

・次回日程 8月10日(月)

会議の経過

令和8年7月10日(金)午前9時00分開会

議長 みなさんおはようございます。

本日は、農業委員会 7月期定例総会を開催いたしましたところ、委員のみなさまにおかれましては何かとご多用の中、ご出席くださいまして誠にありがとうございます。

本日は、宮秋委員、前田委員がまだ来ておりませんが、上毛町農業委員会 会議規則第6条の規定により、定足数に達しておりますので、只今から7月期定例総会を開催いたします。

議事録署名委員の指名をいたします。

議席 5 番熊谷委員、議席 6 番坪根委員を指名いたします。よろしくお願いします。

それでは、議案の審議に入ります。

議案第26号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用集積等促進計画の決定についてを議題といたします。

なお、常慶委員は当事者でございますので、一時退席をお願いします。

(常慶委員退席後) 事務局説明をお願いいたします。

事務局 説明の前に、本日お手元に2026年度農業委員会業務必携と活動記録セットをお配りしていますので、お持ちでない方は事務局まで申し出てください。そして一度目を通していただきますようお願いいたします。資料の1ページ目をお願いいたします。

議案第26号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用集積等促進計画の決定についてでございます。

特例事業農地売買等事業を活用した所有権移転でございます。

所有権を移転する農地は、東下816番1、816番2の2筆、地目は田で、面積は計2, 206㎡です。所有権を移転する方は、東上の〇〇さんで、農地中間保有者として福岡県農業振興推進機構を経由し、その後に所有権の移転を受ける方は、東下の〇〇さんです。

次のページに所有権の移転を受ける方について、農業委員会の意見書を添付しています。

農地中間管理事業の推進に関する法律による要件を満たしていると考えます。

箇所図、位置図につきましては、3ページ目と4ページ目をご覧ください。

申請農地は、東下地内のほ場整備済の田です。これで説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。

質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか。よろしいですか。

(質疑なし)

ないようですので採決に入りたいと思います。本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

ありがとうございます。

全会一致により、議案第26号については原案のとおり可決決定されました。

事務局は常慶委員を呼び戻してください。

議 長 つづきまして、議案第27号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用集積等促進計画の決定についてを議題といたします。

なお、私は当事者でございますので、一時退席いたします。

(退席後)越原職務代理

事務局説明をお願いします。

事務局 資料の5ページをお願いします。

議案第27号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用集積等促進計画の決定についてでございます。

こちらにつきましても特例事業農地売買等事業を活用した所有権移転でございます。

所有権を移転する農地は、下唐原48番地、254番地、1822番地2の3筆です。

地目は田で、面積は計4,339㎡です。

所有権を移転する方は、下唐原の〇〇さんで、農地中間保有者として福岡県農業振興推進機構を経由し、その後に所有権の移転を受ける方は、下唐原の〇〇さんです。

次のページに所有権の移転を受ける方について、農業委員会の意見書を添付しております。

農地中間管理事業の推進に関する法律による要件を満たしていると考えます。

位置図、箇所図は7ページ目、8ページ目につけております。

申請農地は、下唐原地内のほ場です。これで説明を終わります。

職務代理 事務局の説明が終わりました。

質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか。よろしいですか。

(質疑なし)

ないようですので採決に入りたいと思います。本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

はい。ありがとうございます。

全会一致により議案第27号については原案のとおり可決決定されました。

職務代理 つづきまして、議案第28号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分の決定についてを議題といたします。事務局説明をお願いします。

事務局 資料の9ページ目をお願いします。

議案第28号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分の決定についてでございます。契約の種類は売買で、申請農地は下唐原635番1、地目は田で、面積は計2,372㎡です。譲渡人は、上毛町の〇〇さんで、譲受人は、上毛町の〇〇さんです。次のページに農地法第3条調査書を添付しています。

同法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると言えます。位置図、箇所図につきましては11ページ、12ページをご覧ください。

申請農地は大字下唐原地内、山国川に近い田です。これで説明を終わります。

職務代理 事務局の説明が終わりました。

本案件について、久元委員が地区担当委員となっていますがいかがでしょうか。

久元委員 事務局の説明のとおり間違いありませんので審議の方をお願いします。

職務代理 質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか。

(質疑なし)

ないようですので採決に入りたいと思います。本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

はい、ありがとうございます。全会一致により議案第28号については、原案のとおり可決決定されました。事務局は宮本会長を呼び戻してください。

議長 つづきまして、議案第29号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分の決定についてを議題といたします。事務局説明をお願いします。

事務局 資料13ページをお願いいたします。

議案第29号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分の決定についてでございます。

契約の種類は売買で、申請農地は安雲352番地の3、地目は畑で、面積は68.25㎡です。
譲渡人は、福岡市の〇〇さん外1名と、譲受人は、豊前市の〇〇さん外1名となっております。
次のページに農地法第3条調査書を添付しています。

同法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると言えます。
位置図、箇所図は15ページ、16ページです。申請農地は安雲地内、県道に近い畑です。
農地右側に住宅を建築する方が、併せて隣の農地も購入するものです。
これで説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりました。

本案件について、古原委員が地区担当委員となっておりますが、いかがでしょうか。

古原委員 事務局の説明のとおりです。問題ないと思います。審議をお願いします。

議 長 質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか。

(質疑なし)

ないようですので採決に入りたいと思います。本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

ありがとうございます。全会一致により議案第29号については、原案のとおり可決決定
されました。

議 長 つづきまして、議案第30号 農地法第3条の規定による許可申請に対する意見の決定に
ついてを議題といたします。事務局説明をお願いします。

事務局 はい。資料の17ページをお願いします。

議案第30号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分の決定についてでござい
ます。契約の種類は売買で、申請農地は土佐井171番地4、5の2筆で、地目は畑で面積は
218㎡です。譲渡人は、大阪府の〇〇さんで、譲受人は、上毛町の〇〇さんです。

次のページに農地法第3条調査書を添付しています。

同法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると言えます。
位置図、箇所図につきましては19ページ目、20ページ目となっております。

申請農地は土佐井地内、県道に近い未整備の畑となっております。

農地左側の宅地を購入する方が、併せて隣の農地も購入するものとなっております。

以上で説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりました。

本案件について、熊谷委員が地区担当委員となっておりますがいかがでしょうか。

熊谷委員 問題ないと思います。審議をお願いします。

議 長 質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか。よろしいですか。

(質疑なし)

ないようですので採決に入りたいと思います。本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

ありがとうございます。全会一致により議案第30号については、原案のとおり可決決定されました。

議 長 つづきまして、議案第31号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定についてを議題といたします。事務局説明をお願いします。

事務局 資料の21ページ目をお願いします。

議案第31号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定についてでございます。申請農地は安雲433番2、地目は田で、面積は541㎡です。

申請人は、中津市の〇〇さんで、理由としては、一般住宅の建築のためです。

一般基準としての転用の確実性につきましては、資金計画書等により確実と思われます。

付近の農地に対する被害の有無については、水利関係者の承諾を得ており、隣接農地の承諾も得ています。農地の区分は第1種農地ですが、不許可の例外規定「集落接続」に該当することから許可可能と判断します。箇所図は22ページ、23ページに付けております。

申請農地は、安雲地内、集落内の田です。これで説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりました。

本案件について、古原委員が地区担当委員となっておりますがいかがでしょうか。

古原委員 事務局の説明のとおりです。問題ないと思います。審議をお願いします。

議 長 質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか。

(質疑なし)

ないようですので採決に入りたいと思います。本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

ありがとうございます。全会一致により議案第31号については、原案のとおり可決決定されました。

議 長 つづきまして、議案第32号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定についてを議題といたします。事務局説明をお願いします。

事務局 資料の24ページをお願いします。

議案第32号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定についてでございます。申請農地は安雲352番地1、地目は田で、面積は計579.89㎡です。

申請人は、豊前市の〇〇さん外1名です。理由としては、一般住宅の建築のためです。一般基準としての転用の確実性については、資金計画書等により確実と思われます。

付近の農地に対する被害の有無については、水利関係者の承諾を得ており、隣接農地の承諾も得ています。農地の区分は第1種農地ですが、不許可の例外規定「集落接続」に該当することから許可可能と判断します。箇所図、位置図につきましては25ページ、26ページに地図を付けております。申請農地は、安雲地内、集落内の未整備の田です。

先ほど3条で出てきました方が家を建てるというものです。これで説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりました。

本案件について、古原委員が地区担当委員となっていますがいかがでしょうか。

古原委員 説明のとおり問題ないと思います。審議をお願いします。

議 長 質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか。よろしいですか。

(質疑なし)

ないようですので採決に入りたいと思います。本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

ありがとうございます。

全会一致により、議案第32号については原案のとおり可決決定されました。

議長 以上で本日予定していた議案の審議は終了いたしました。
その他について事務局からお願いします。

事務局 はい。まず、1点目は視察研修についてでございます。

今回農業委員会のご案内の時に視察研修という事で、福岡県農林業総合試験場の方へ8月の農業委員会終了後に視察に行くという事しておりますけれども、本日入り口の所で皆さんに出欠の方をお伺いさせていただきました。もし、それ以降でも出席可能という方は事務局の方にご連絡ください。

試験場になった理由といたしましては、令和6年度に皆さんにアンケートをとらせていただいたところ、農林業総合試験場への要望が多かった為、そちらにさせていただきました。

実際の視察につきましては、米の登熟期の高温対策と新品種につきまして、試験場の方で見せていただけるという形になっております。

こちらの具体的な日程などにつきましては、基本的には8月の農業委員会終了後にそのままマイクロバスで行くという形をとらせていただきたいと考えております。

それから大変申し訳ないのですが、今回上毛町の方でも旅費の改定がありまして、当日は研修旅費等もございませんけれども、うちの方でお茶は用意致しますので、お昼前に大任の道の駅に寄って、お昼を食べて、そちらから農林試験場の方に行きたいという風に考えておりますので、申し訳ないのですけれども、昼は各自で食べていただくという形になっておりますのでご協力の方よろしくお願ひしたいと思います。

2点目につきましては、農地パトロールの実施ですが、毎年「8月頃」に実施することになっておりましたけれども、農地法の改正がございまして、近年の猛暑を受けて、熱中症対策の必要性が高まっていることを踏まえ、8月に限定せずに、各農業委員会が「遊休農地の判定やその後の措置に支障が生じない時期」、8月以外の暑い時期は避けてパトロールすることが可能となりましたので、具体的な日程につきましては、暑さも考えながら皆さまに後日定例総会の方でお諮りしたいと考えております。

次回定例総会は、8月10日月曜日に開催いたしますので、先ほどご案内致しましたように、終了後農林業試験場の方に行くことになっておりますので、よろしくお願いいたします。

また当日は、活動記録簿を提出していただきますよう、よろしくお願いいたします。

事務局からは以上です。

議長 委員の皆さまから何かございませんか。よろしいですか。
(委員質問)無し

それではこれで7月期定例総会を終了いたします。ありがとうございました。